厚木市公共施設等総合管理計画
（厚木市公共施設最適化基本計画改定原案）

令和●年●月
厚木市

目次

第１章 はじめに.....1
１ 計画策定の背景と目的 1
２ 計画期間 2
３ 本計画の位置付け 2

第２章 公共施設等の現状及び将来の見通し3
１ 公共建築物の現状 3
（１）公共建築物の整備状況と保有量の推移3
（２）公共建築物の経過年数3
（３）県内各自治体との比較5
（４）市内の各地区における公共建築物の整備状況6
（５）施設類型別の公共建築物の整備状況7
２ 土木インフラの現状 8
（１）道路施設8
（２）下水道施設9
（３）河川施設9
（４）公園9
３ 人口の見通し及び財政状況等 10
（１）人口の将来展望と推計10
（２）年齢３区分別比率の推移11
（３）財政状況12
４ これまでの取組 16
（１）体制づくり・計画策定等16
（２）公共建築物の最適化にかかる具体的な取組18
５ 今後の更新・維持管理費用等の試算 23
（１）算出条件23
（２）財政シミュレーションに基づく財源不足額の試算26

第３章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針27
１ 公共施設等に関する基本方針 27
２ 公共施設等に関する目標設定 27
３ 公共建築物に関する基本方針 28
（１）方針１ 施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減28
（２）方針２ 多様な財源の確保29
（３）方針３ 計画的な維持管理と安心・安全の確保30
（４）方針４ 社会的要請への対応と施設の質の向上31
（５）方針５ 実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築32
４ 公共建築物に関する目標設定 33
５ 土木インフラに関する基本方針 34

（１）方針１　施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減 34
（２）方針２　多様な財源の確保 35
（３）方針３　計画的な維持管理と安心・安全の確保 36
（４）方針４　社会的要請への対応と施設の質の向上 37
（５）方針５　実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築 38
６ 土木インフラに関する目標設定 38
７ 目標達成のための取組 39
（１）公共建築物の建替えの抑制 39
（２）手法 41

第４章 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 . 42
１ 対象施設の範囲 42
２ 公共建築物 42
（１）施設類型及び対象施設 42
（２）施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 44
（３）公共施設最適化実現への短期的取組 44
３ 土木インフラ 47
（１）施設類型及び対象施設 47
（２）施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 48

第５章 フォローアップの実施体制等 50
（１）計画の推進体制 50
（２）計画の推進に当たっての留意事項 50

用語集 52

第１章　はじめに

１　計画策定の背景と目的

厚木市(以下「本市」という。)では、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大や、人口減少に伴う税収の減少に加え、1970 年代から 1980 年代の人口急増期に集中整備した公共建築物や土木インフラが今後一斉に更新時期を迎えます。これらに伴い、膨大な維持管理・修繕、建替え費用の発生が見込まれるなど、公共施設等を取り巻く環境は一層厳しい状況が予測されています。

このような状況に対し、本市では、平成 17(2005)年度から「都市施設等配置計画調査」による適正配置の検討や、庁内特別推進チームによる地域対応施設のあり方の検討、中心市街地における公共施設の適正配置の検討などを重ねてきました。平成 25(2013)年４月には、長期的な視点から公共建築物の最適化を推進するための「公共施設の最適化基本方針」を策定し、市民が将来にわたり安心して快適にサービスを享受できる環境づくりを進めています。また、公共建築物、市営住宅、公園、下水道、橋梁等については、適正な維持管理による施設の長寿命化計画等を策定し、従来の事後保全型から予防保全型維持管理への転換を進めているところです。

一方、国においても、平成 25(2013)年 12 月の「インフラ長寿命化基本計画」策定や、平成 26(2014)年 4 月の総務大臣通知(「公共施設等総合管理計画」の策定要請)等により、公共施設等の総量抑制、施設の長寿命化、維持管理における民間活力の導入など、総合的かつ計画的な取り組みを求めています。

これら本市を取り巻く社会情勢の変化や国の要請、および本市独自のこれまでの取り組みを踏まえ、持続可能な行財政運営と良質な市民サービスを次世代へと引き継ぐため、本市は平成 27(2015)年３月に「厚木市公共施設最適化基本計画(公共施設等総合管理計画)」(以下「最適化基本計画」という。)を策定しました。

その後、国の要請に基づき、令和４(2022)年３月に最適化基本計画を改定するとともに、具体的な実行計画となる「厚木市公共施設個別施設計画(以下「個別施設計画」という。)」を新たに策定しました。

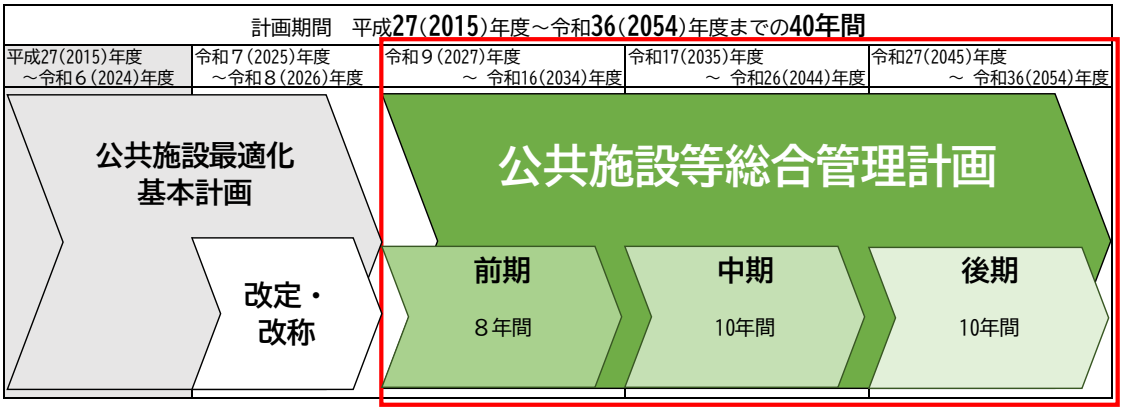
この度、最適化基本計画の策定から 10 年が経過し見直しの時期を迎えたこと、また、公共施設等を取り巻く環境の変化に対応し、当初の理念をより強固なものとするため、最適化基本計画及び個別施設計画の改定を行いました。なお、最適化基本計画については、対象外となっている公共施設等の位置付けを行うことでより全市的に公共施設等の再配置・維持管理等を行う計

画になること、また、全国的にも「公共施設等総合管理計画」の名称が一般的となっていることから、名称を、「厚木市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）へ変更しています。

2　計画期間

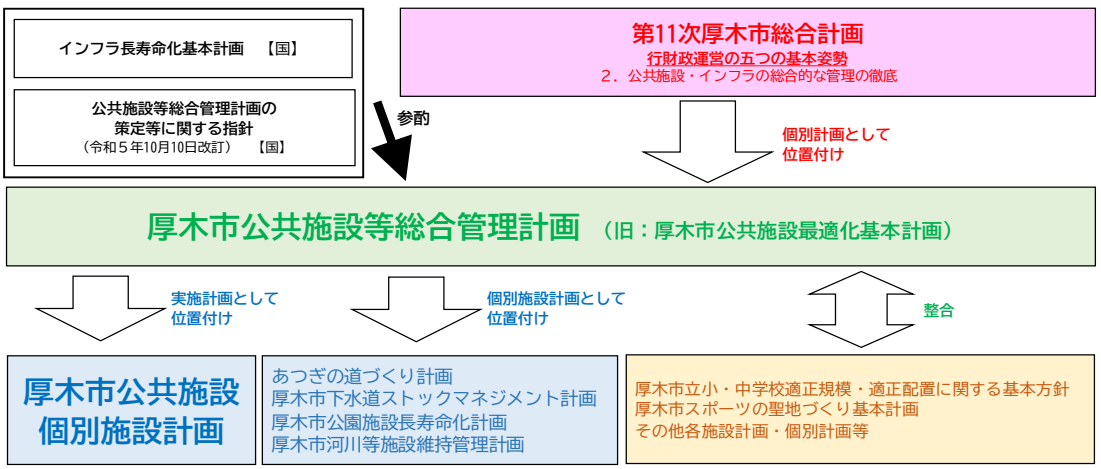
総合管理計画は、最適化基本計画の計画期間を引き継ぎ、平成 27(2015)年度から令和 36(2054)年度までの 40 年間を計画期間としています。計画期間が長期に渡ることから、将来人口推計や財政状況の見通し等の変化に対応するため、総合管理計画は、おおむね 10 年ごとに見直し、総合管理計画に基づく公共施設の適正配置及び長寿命化に係る実施計画に当たる個別施設計画については、おおむね５年ごとに見直しを行うこととしていました。

また、本改定では、計画期間の残りの 28 年間について、「前期」・「中期」・「後期」の３つに区分けし、取組を位置付けることとしました。



3　本計画の位置付け

総合管理計画については、公共施設等の最上位計画であることを踏まえ、次のとおり位置付けます。



第２章　公共施設等の現状及び将来の見通し

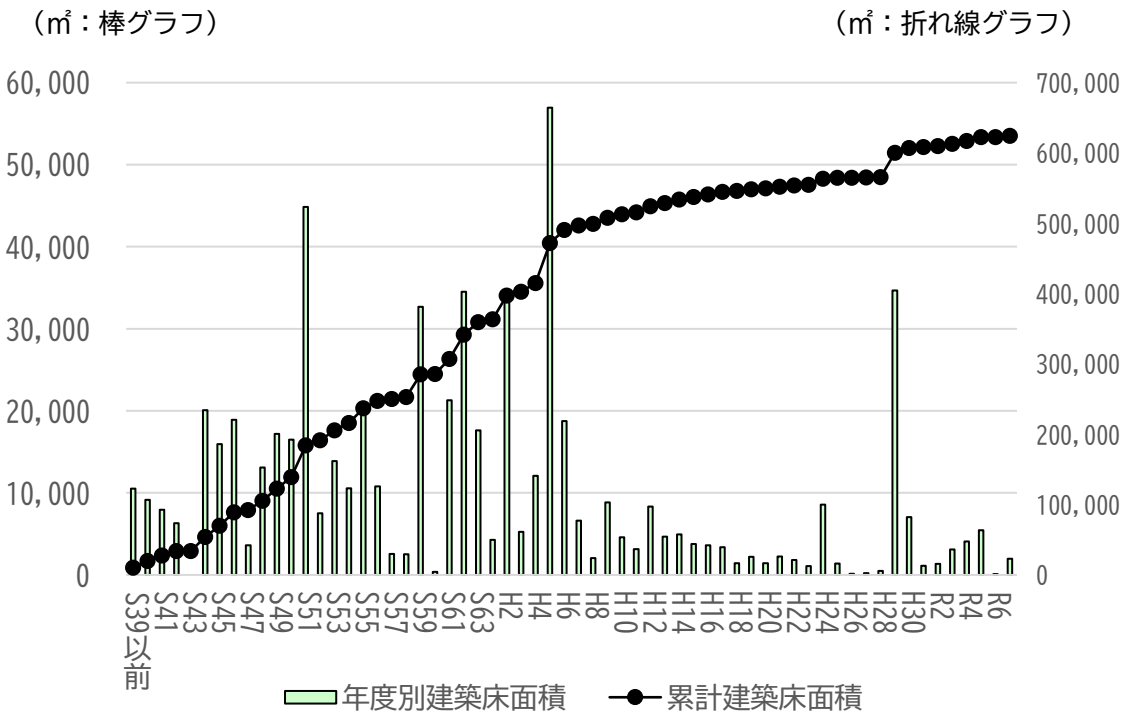
１　公共建築物の現状

（１）公共建築物の整備状況と保有量の推移

令和８(2026)年３月 31 日現在、本市の公共建築物の総保有量は 449 施設、総延べ床面積の合計は約 62 万５千㎡となっています。

また、本市は昭和 40 年代から昭和 50 年代の急激な人口増加に対応するため、昭和 50 年代から平成初期にかけて、公共施設を集中的に整備しました。公共施設を集中的に整備してきた昭和 50(1975)年度から平成６(1994)年度までの 20 年間の合計延べ床面積は、約 41 万８千㎡であり、現在の公共建築物全体の約 67%を占めています。

図　公共建築物の保有量の推移

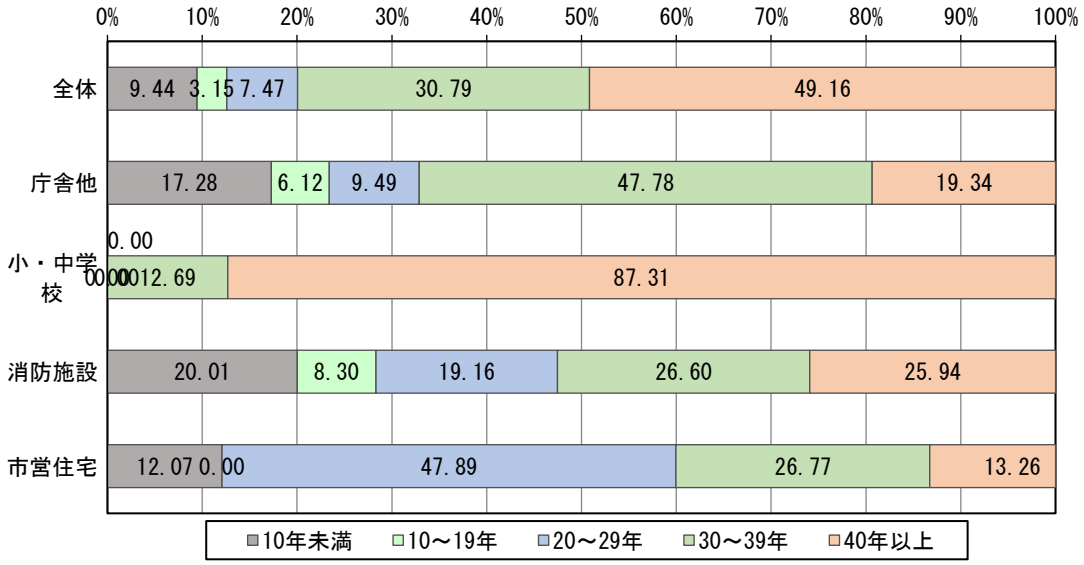


（２）公共建築物の経過年数

令和８(2026)年３月 31 日現在、本市が保有する公共建築物の経過年数を見てみると、老朽化が見え始めるとされる築 20 年を経過した施設の延べ床面積は公共建築物全体の約 87%となっています。

表　市有公共建築物ストックの状況（令和８(2026)年３月 31 日現在）

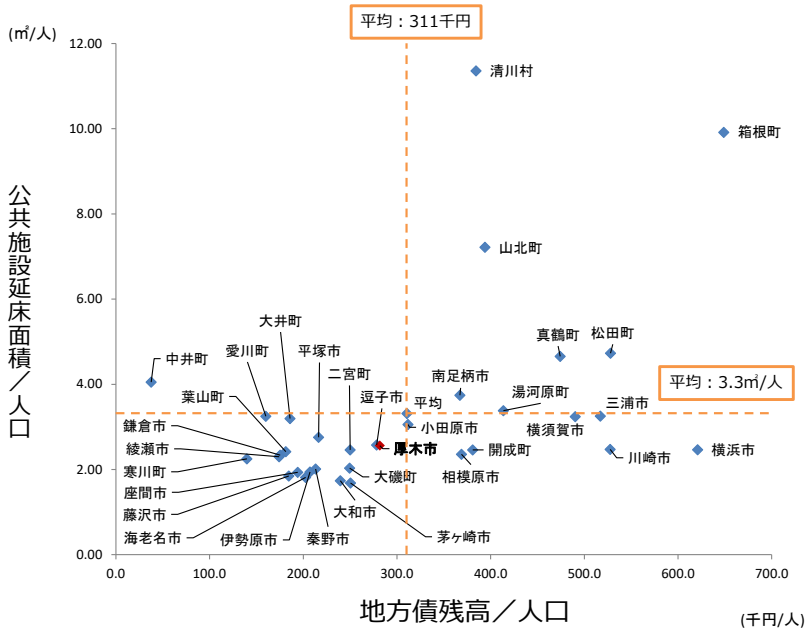
経過年数	庁舎他		学校施設		消防施設		公営住宅		全体	
	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)
40年以上	58,786.90	19.34%	240,369.00	87.31%	3,200.47	25.94%	4,268.68	13.26%	306,625.05	49.16%
30～39年	145,222.52	47.78%	34,921.00	12.69%	3,281.64	26.60%	8,615.20	26.77%	192,040.36	30.79%
20～29年	28,845.16	9.49%	0.00	0.00%	2,363.90	19.16%	15,413.22	47.89%	46,622.28	7.47%
10～19年	18,594.77	6.12%	0.00	0.00%	1,024.40	8.30%	0.00	0.00%	19,619.17	3.15%
10年未満	52,512.63	17.28%	0.00	0.00%	2,468.45	20.01%	3,885.64	12.07%	58,866.72	9.44%
計	303,961.98	100.00%	275,290.00	100.00%	12,338.86	100.00%	32,182.74	100.00%	623,773.58	100.00%
（用途別）	48.73%		44.13%		1.98%		5.16%		100.00%	



（３）県内各自治体との比較

本市の人口１人当たりの公共建築物延べ床面積は約 2.81 ㎡/人、人口１人当たりの地方債残高は約 282 千円/人となっており、県内 32 自治体と比較すると、概ね平均的な値となっています。

図：人口１人当たりの公共建築物延べ床面積及び地方債残高【更新中】



（４）市内の各地区における公共建築物の整備状況

地区別の公共建築物の整備状況は、市役所本庁舎を始め、保健福祉センター、厚木シティプラザ(中央図書館等)、アミューあつぎ(市民交流プラザ等)など、全市的な公共施設(広域対応施設)が整備されている厚木北地区(26.2%)に最も多く整備されており、次いで、人口の多い南毛利地区(11.0%)、荻野地区(9.0%)となっています。

図：公共建築物の延べ床面積の割合(地区別)

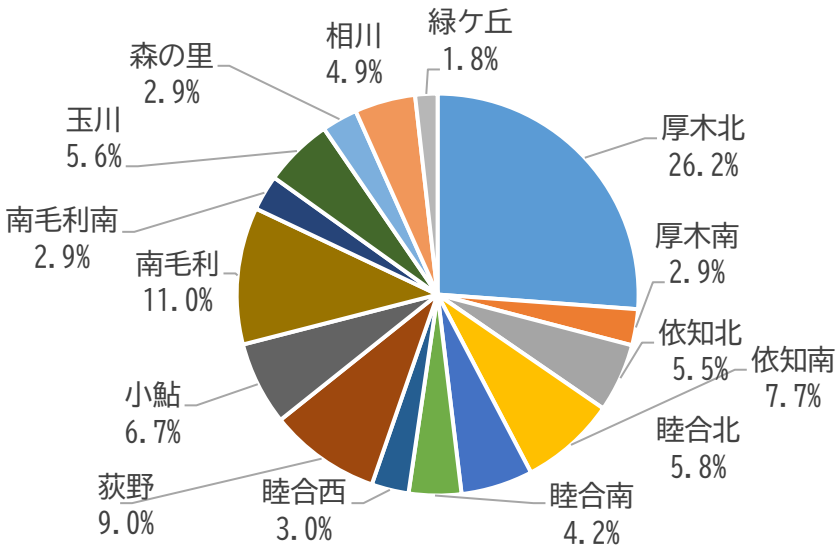


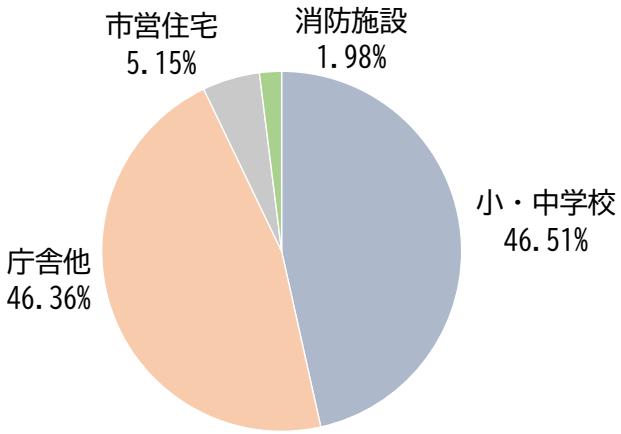
表　公共建築物の延べ床面積の割合(地区別)

No	地区名	公共施設の建築床面積（㎡）					割合
		計	学校施設	市営住宅	消防施設	庁舎他	(%)
1	厚木北	163,406.43	17,739.00	2,293.88	2,442.23	140,931.32	26.2%
2	厚木南	18,120.56	7,967.00	4,095.67	93.84	5,964.05	2.9%
3	依知北	34,485.44	24,369.00	0.00	354.55	9,761.89	5.5%
4	依知南	48,216.89	23,768.00	0.00	902.08	23,546.81	7.7%
5	睦合北	36,147.82	26,631.00	0.00	1,127.91	8,388.91	5.8%
6	睦合南	26,371.02	14,678.00	6,494.33	79.92	5,118.77	4.2%
7	睦合西	18,689.88	7,457.00	6,094.29	166.46	4,972.13	3.0%
8	荻野	56,020.27	26,202.00	0.00	2,022.05	27,796.22	9.0%
9	小鮎	41,975.31	20,440.00	5,623.55	921.30	14,990.46	6.7%
10	南毛利	68,905.95	32,401.00	7,581.02	1,184.50	27,739.43	11.0%
11	南毛利南	17,806.95	13,872.00	0.00	169.03	3,765.92	2.9%
12	玉川	34,687.34	12,650.00	0.00	1,463.57	20,573.77	5.6%
13	森の里	17,988.05	15,906.00	0.00	0.00	2,082.05	2.9%
14	相川	30,513.31	23,060.00	0.00	1,411.42	6,041.89	4.9%
15	緑ケ丘	11,210.50	8,150.00	0.00	0.00	3,060.50	1.8%
合　計		624,545.72	275,290.00	32,182.74	12,338.86	304,734.12	100.0

（５）施設類型別の公共建築物の整備状況

本市が保有している公共建築物のうち、学校施設が約 46.51%、庁舎他が約 46.36%となっています。

図：公共建築物の延べ床面積の割合



2　土木インフラの現状

（1）道路施設

中分類	小分類	概要	保有量※
道路（舗装）	１級市道	利用者の走行性や快適性を確保する施設です。施設の総量(舗装面積)が多く、主に１・２級市道等の幹線道路と生活道路に分類されます。	27 路線 約 54.8km
	２級市道		52 路線 約 95.2km
	その他市道		約 824km
橋梁		道路ネットワークを形成する施設であり、架橋位置や条件によって施設の規模や重要度が異なります。修繕、更新コストが他の施設に比べ大きいのが特徴です。	375 橋
横断歩道橋			12 橋
トンネル		道路ネットワークを形成・維持し、利用者の利便性を確保する施設です。他の施設に比べ、施設数は少ないが、１施設当たりの規模は大きいのが特徴です。また、施設の内空を利用する施設であり、損傷が第三者被害につながる可能性の高い施設です。	３本
大型カルバート		道路ネットワークを形成する施設であり、他の施設に比べ、施設数は少ないが、１施設当たりの規模は大きいのが特徴です。施設の内空を利用する施設であり、損傷が第三者被害につながる可能性の高い施設です。	２箇所
地下道			１基
道路土工構造物	斜面安定施設	道路ネットワークを形成・維持し、利用者の利便性を確保する施設です。設置環境によって規模や構造が異なります。施設の老朽化のほか、大雨・地震等の自然災害によるリスクの高い施設です。	233 箇所
交通安全施設	道路照明	施設の種類と総量が多く、小規模な施設が多いのが特徴です。施設の損傷が道路ネットワークの寸断等致命的な被害を及ぼす可能性は低いが、施設によって第三者被害が発生する可能性がある施設です。	3,198 基
	大型標識		59 基
	道路情報提供装置		４箇所
	カーブミラー		約 5,000 基
	ガードレール・横断防止柵等		約 175km
街路樹	高木	恒常的に維持管理が必要で、空間機能や円滑な道路交通を確保するために必要な施設であり、生活環境に密接に関係します。構造物と同様、経年的な変化(老木化)や台風等の自然災害による倒木等のリスクもあります。	約 8,300 本
	中木		約 4,700 本
	低木		約 53,000 ㎡
昇降機	エスカレーター	人を移動させるための施設であり、建物内にあるのが特徴です。特に高齢者や身体障がい者等の移動円滑化のために必要な施設(機械設備)です。	８基
	エレベーター		５基

※その他市道、ガードレール・横断防止柵等 令和７年３月末時点

上記以外 令和８年３月末時点

（2）下水道施設

中分類	小分類	概要	保有量※
管路	合流	本市の下水道は、「相模川流域下水道」といい、相模川の流れに沿って建設された下水管に、市内の下水が集められています。	約 55km
	汚水		約 679km
	雨水		約 157km

※令和８年３月末時点

（3）河川施設

中分類	小分類	概要	保有量※
準用河川		一級河川及び二級河川に指定されていない小規模な河川のうち、市が指定し、河川法の規定に準拠し管理する河川のことです。	３本
普通河川		一級河川・二級河川・準用河川のいずれにも該当しない河川のことです。	23 本
雨水調整池		大雨の際に、下水道や河川に流れ込む雨水を一時的に貯留し、下流の浸水被害や洪水を防ぐための施設です。	17 箇所
親水広場		人々が水と直接触れ合って遊んだり、生き物を観察したりできるよう整備された水辺空間のことです。	８箇所

※令和８年３月末時点

（4）公園

中分類	小分類	概要	保有量※
都市公園	運動公園	都市計画法に基づき、国や地方公共団体が設置・管理する、休息、散歩、遊戯、運動など、都市住民の健康や潤いを目的にした公園や緑地です。	23.70ha １箇所
	総合公園		9.40ha １箇所
	街区公園		31.20ha 233 箇所
	近隣公園		7.70ha ５箇所
	地区公園		8.90ha １箇所
	都市緑地		64.40ha ５箇所

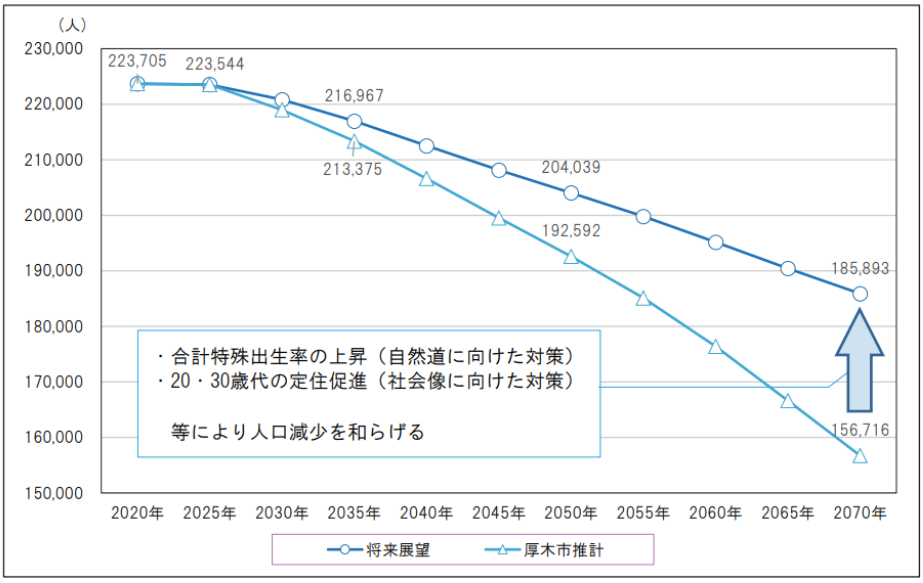
※令和８年４月１日時点

３　人口の見通し及び財政状況等

（１）人口の将来展望と推計

本市の推計では令和 32(2050)年に 192,592 人まで人口が減少することが予想されています。合計特殊出生率の上昇や、20・30 歳代の転出抑制等に取り組むことにより、令和 32(2050)年 204,039 人を年次の目標人口としています。

図：本市の人口にかかる将来展望と推計



(出典)厚木市人口ビジョン

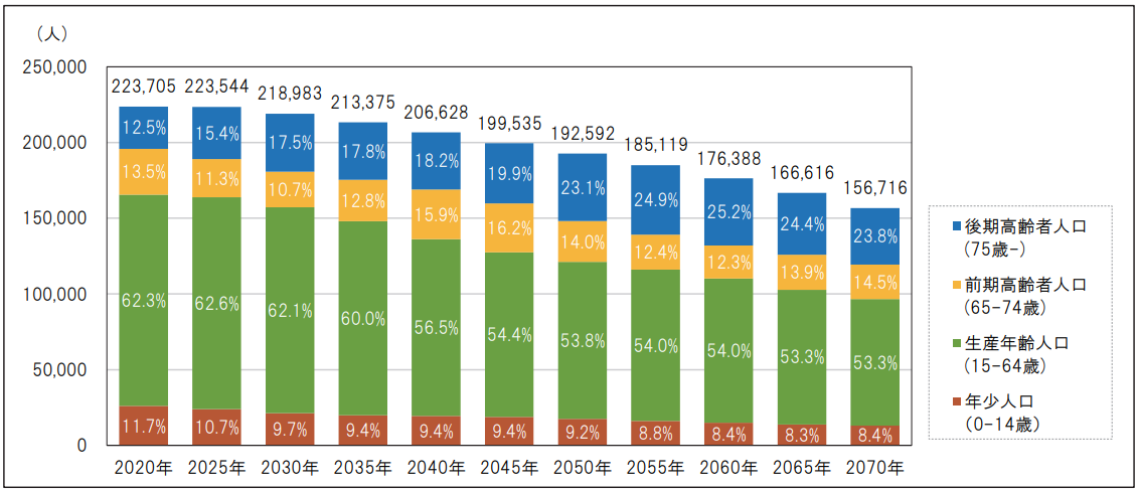
（２）年齢３区分別比率の推移

本計画の計画期間である令和 36(2054)年度頃にかけて、後期高齢者の人口は増加し、総人口に占める割合が 20%超と最も高くなる見込みです。

一方で、生産年齢人口は減少を続け、総人口に占める割合も 54%台まで下がると推計されています。

また、年少人口は約 10%前後の状態が続くと見込まれています。

図：年齢４区分別人口の推移(推計)



※令和７(2025)年の年齢４区分別人口は、年齢不詳分を按分し、各区分別人口に加えています。

・令和２(2020)年：総務省「国勢調査」

・令和７(2025)年：神奈川県「年齢別人口統計調査(令和７(2025)年)」

・上記以外の年　：推計値(厚木市推計)

(出典)厚木市人口ビジョン

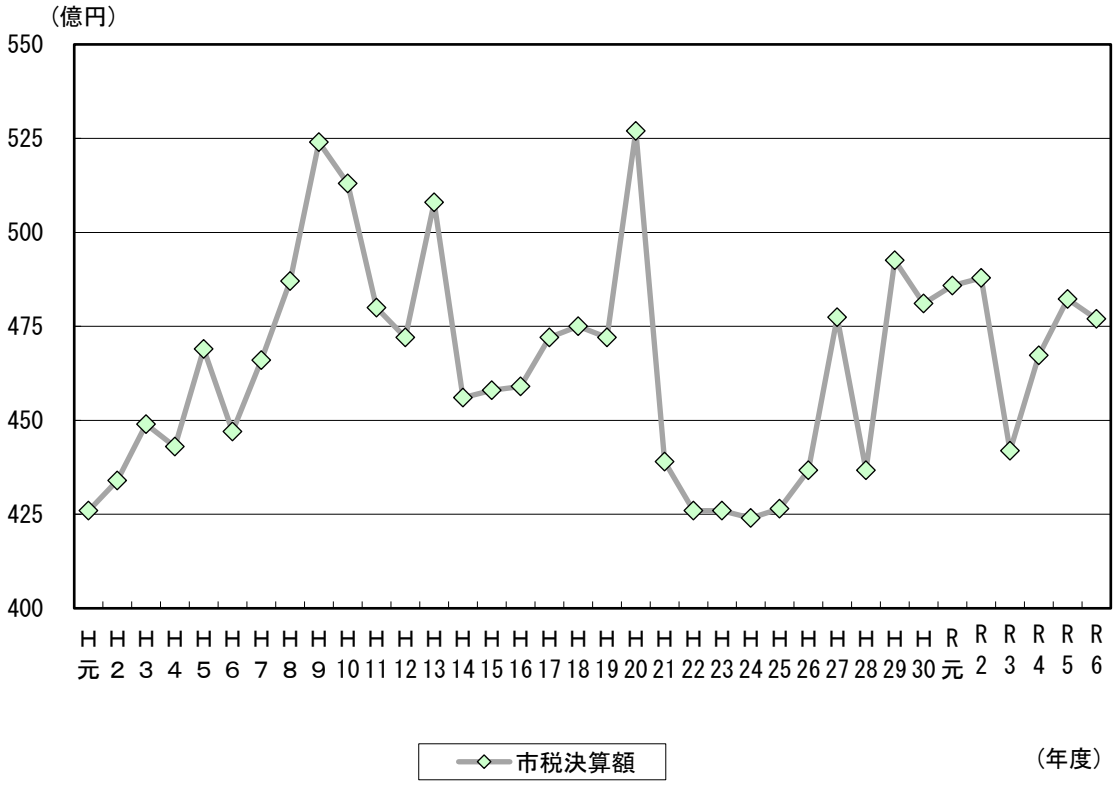
（３）財政状況

ア　市税決算額の推移

歳入の根幹となる市税収入は、平成元(1989)年度の約 426 億円から平成９年(1997)年度の約 524 億円まで増加傾向にありました。その後、増減はあるものの、平成 22(2010)年度から平成 25(2013)年度にかけ、平成元(1989)年度の約 426 億円と同程度まで減少しました。平成 26(2014)年度以降は増減を繰り返しながら 450 億円から 475 億円前後で推移しています。

本市の市税収入は、法人市民税の比率が高く、景気に左右されやすい構造となっています。平成 20(2008)年度の一時的な増、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの増減については、市内企業の業績に大きく影響を受けた結果となっています。

図：市税決算額の推移

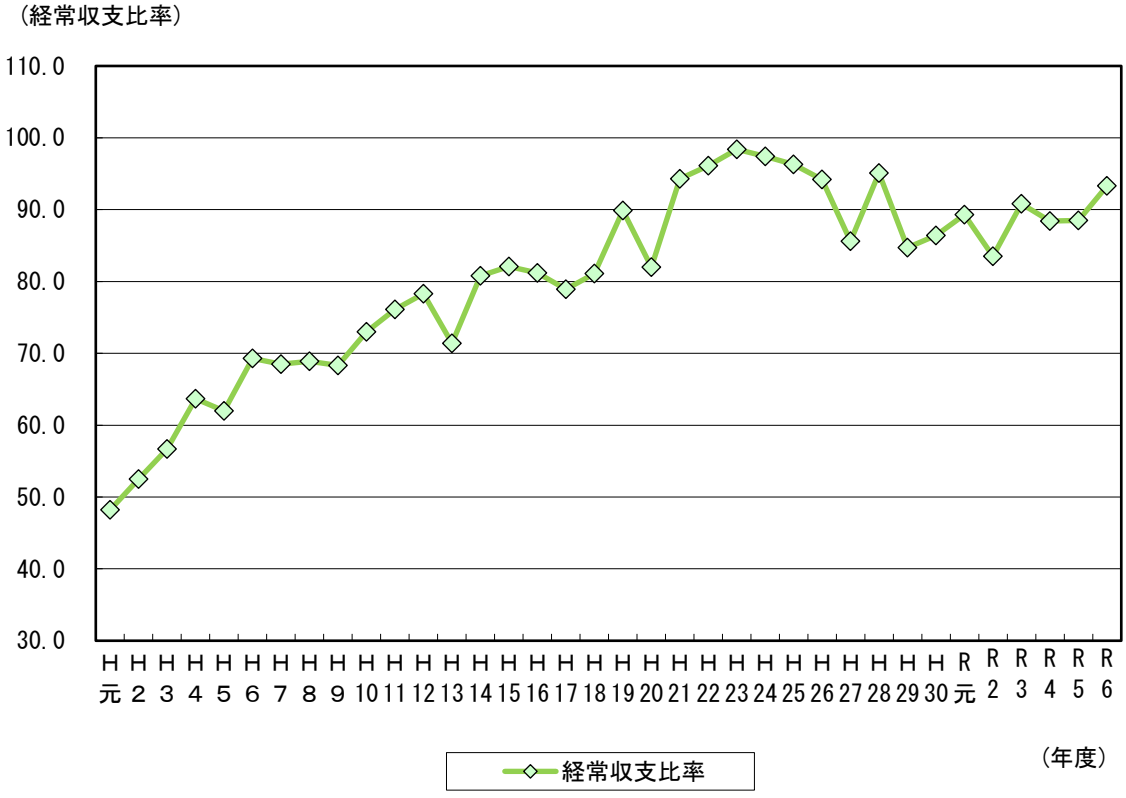


イ　経常収支比率の推移

財政の弾力性を判断する基準である経常収支比率は、平成元(1989)年度の 48.2%から年々上昇傾向にあり、平成 14(2002)年度には 80%を超え、平成 21(2009)年度に 90%を超えて以降、平成 23(2011)年度は 98.4%まで上昇しました。その後は 90%前後で推移しています。

なお、総務省のデータによると、令和元(2019)年度の全国自治体の経常収支比率の平均は 93.6%であり、本市はやや低い状況です。

図：経常収支比率の推移

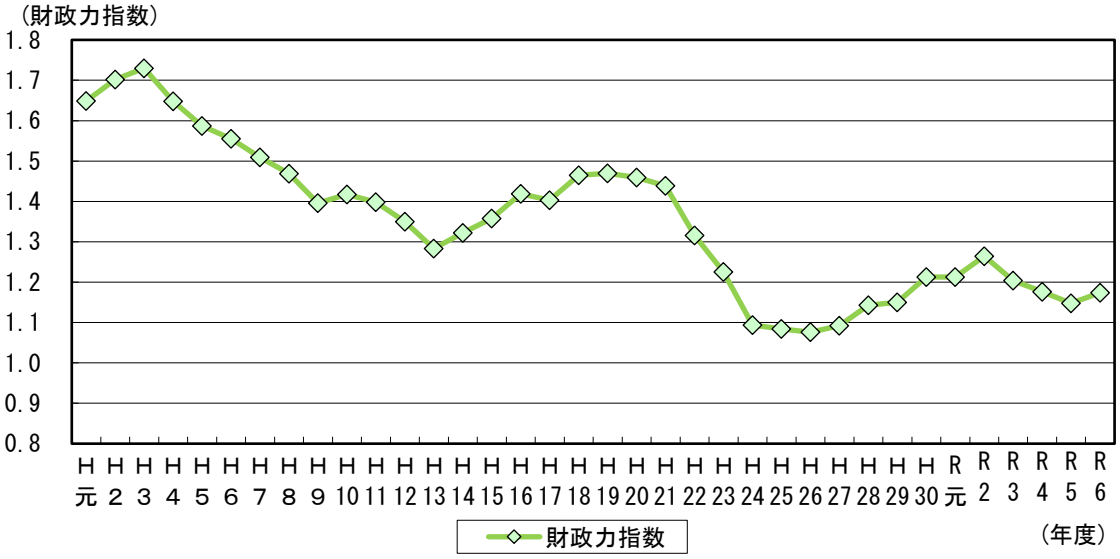


※ 経常収支比率：財政の弾力性を判断する比率で、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

ウ　財政力指数の推移

地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、企業集積地である本市は全国的にも高い数値を示していましたが、地方交付税の不交付団体を維持しているものの、平成 24(2012)年度には 1.1 を下回り、平成 26(2014)年度は 1.076 まで低下しました。その後はやや回復し、1.2 前後で推移しています。

図：財政力指数の推移



※ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３か年の平均値のことです。1.0 以上の団体には地方交付税が交付されません。令和元(2019)年度の不交付団体は、本市を含めて 85 市町村となっています。

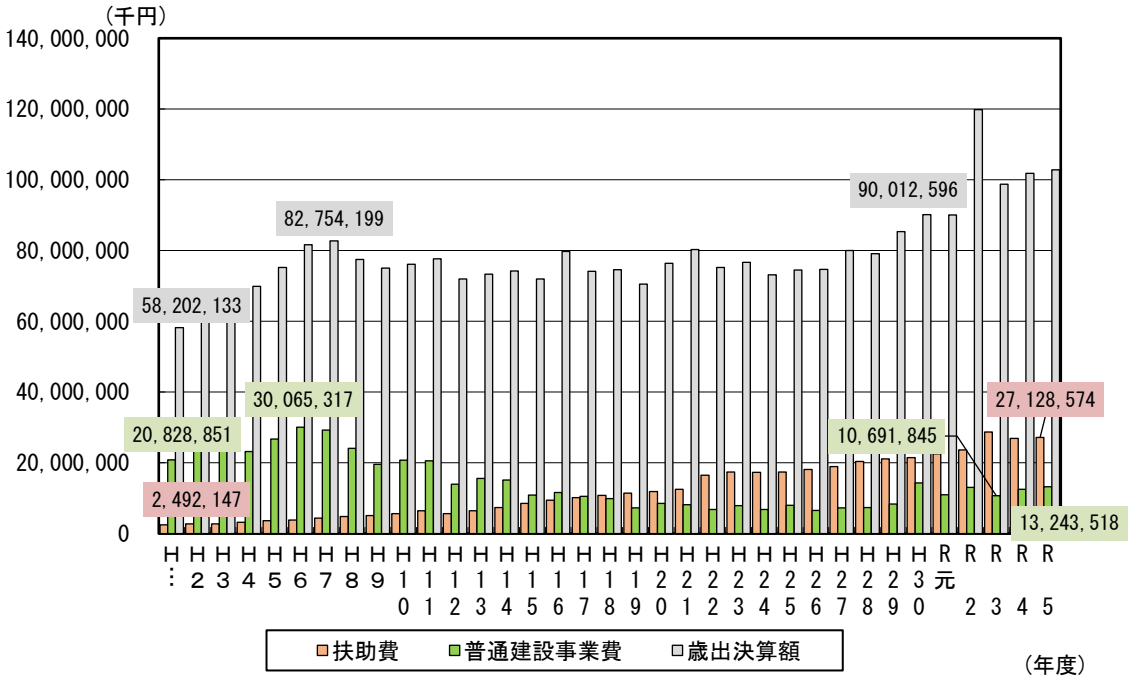
エ　歳出決算における普通建設事業費と扶助費の状況の推移

公共施設等の建設等に充てる普通建設事業費は、平成６(1994)年度の約 300 億円をピークに減少傾向にあります。平成 30(2018)年度にやや回復したのち横ばいの状態が続いていますが、令和元(2019)年度は約 100 億円前後と、ピーク時の３分の１程度まで減少しています。

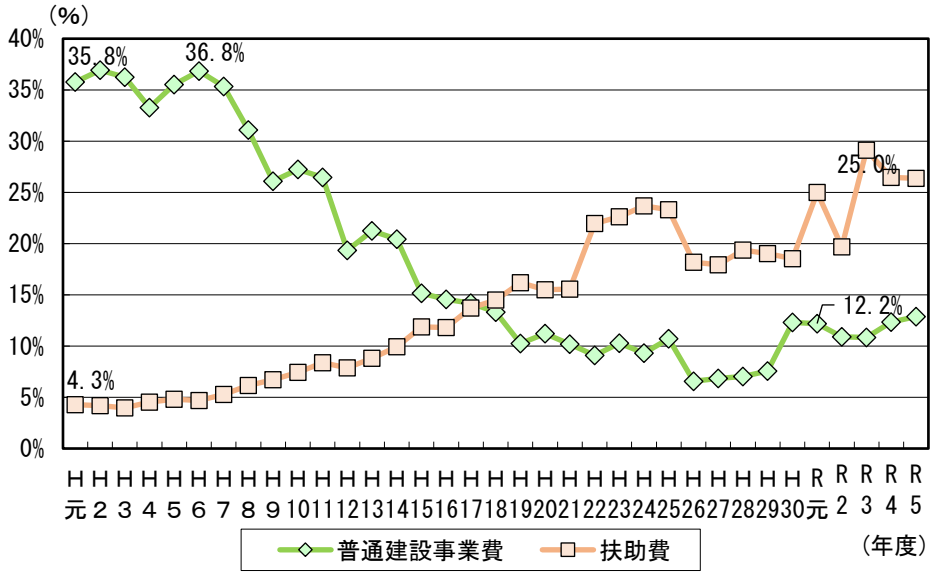
一方、生活保護費を始めとする扶助費は年々増加傾向にあり、平成元(1989)年度の約 25 億円が令和３(2021)年度以降は、約 10 倍の約 250 億円を超えて推移しています。

また、歳出決算額に占める普通建設事業費の割合の推移を見ると、平成元(1989)年度には 35.8%と、扶助費(4.3%)の約８倍であったものが、平成 17(2005)年度を境に逆転しました。平成 30(2018)年度以降は 10～12%台で推移しており、扶助費の半分以下の状態が続いています。

図：歳出決算額の推移(性質別)



図：歳出決算額に占める普通建設事業費の割合



４　これまでの取組

（１）体制づくり・計画策定等

ア　都市施設等配置計画調査

平成 17(2005)年度に、市制施行 50 周年を契機とする都市の再構築を図ることを目的として、保健・福祉施設、教育・文化施設、病院、市庁舎、都市公園、地域コミュニティ施設、スポーツ施設など、297 施設を対象として、都市施設等の適正な配置や在り方について調査研究を行いました。

イ　特別推進チームによる検討

平成 19(2007)年度に、庁内横断的な組織として特別推進チームを設置し、「地域運営の仕組みと地域施設の在り方」の検討を行い、公民館・地区市民センターや老人憩の家、児童館など地域対応施設の今後の方向性について協議しました。

また、平成 21(2009)年度には、引き続き、「公の施設の在り方」、特に施設の維持管理、改修計画についての検討を行うとともに、地域対応施設については、誰もが利用することができるコミュニティ施設として統廃合を行っていくことなどの方向性を示しました。

ウ　中心市街地における公共施設の適正配置に向けた庁内検討チーム

平成 22(2010)年度に、中心市街地の活性化を促す新たな都市基盤整備を進め、総合的な都市機能の向上を図ることを目的に、中心市街地の公共施設の現状把握と適正配置に向けた検討を行いました。

エ　公有財産有効活用検討委員会

平成 23(2011)年度に、未利用市有財産の売却・貸付け等を積極的に行い、財源確保や維持管理経費の削減を図るとともに、行財政運営の効率化を図ることを目的として「公有財産の有効活用方針」を策定し、28 の市有財産について、有効活用の方針を示しました。

オ　公共建築物の長期維持管理計画基本方針

平成 23(2011)年度に、市有公共建築物の現状と課題を分析し、長期的な視点から計画的な施設の整備や改修、維持管理、施設の長寿命化を進めるための取組方針を策定しました。

なお、公共施設最適化基本計画の改定及び公共施設個別施設計画の策定に併せ、これまで公共建築物の長期維持管理計画基本方針に位置付けていた建築物の目標耐用年数について、見直しを行うとともに、公共施設最適化基本計画に位置付けました。

カ　公共建築物の維持管理計画作成ガイドライン

平成 24(2012)年度に、公共施設管理計画担当を配置し、「公共建築物の長期維持管理計画基本方針」に基づく公共建築物の長寿命化に向けた総合的な取組及び適切な維持補修を行い、経費の縮減と財政負担の平準化を図ることを目的とした「公共建築物の維持管理計画作成ガイドライン」を策定しました。

キ　あつぎの道づくり計画

令和２(2020)年度に、市道の整備、改良、維持管理のほか、道路を活用した様々な活動を対象とする本市の道づくりの基本的な考え方を示す「あつぎの道づくり計画」を策定しました。また、市道の整備、維持管理を計画的に進めるための実施計画として、道路整備プログラム及び道路維持管理計画を策定しました。

ク　公園施設長寿命化計画

平成 22(2010)年度に、市が管理する公園施設のうち、遊戯施設、修景施設、休憩施設、便益施設、管理施設などを対象として、安全性の確保、ライフサイクルコストの縮減を目的とした「公園施設長寿命化計画」を策定しました。

ケ　下水道ストックマネジメント計画

令和２(2020)年度に、市が保有する下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続可能な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることを目的に「下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。

コ　公共施設の最適化基本方針、中心市街地の公共施設再配置計画

平成 23(2011)年度に、施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」を設置するとともに、平成 24(2012)年度に設置した、学識経験者や関係団体、公募市民で構成する「厚木市公共施設最適化検討委員会」からの提言を踏まえ、今後 40 年間における公共施設の最適化を進めるための基本的な方向性を示す「公共施設の最適化基本方針」を策定しました。また、中心市街地に設置している公共施設の再配置を進めるための「中心市街地の公共施設再配置計画」を策定しました。

なお、「中心市街地の公共施設再配置計画」の取組については、個別施設計画に位置付けています。

（２）公共建築物の最適化にかかる具体的な取組

ア　主な取組成果

平成 27(2015)年度に総合管理計画を策定してからの 10 年間、目標実現のための各取組について、一定の実績を積み重ねてきました。

施設の複合化については、これまで児童館や老人憩の家、公民館等を中心に８施設で計画に基づく取組を実現しました。市有地の売却については、件数で 12 件、総額約 4.3 億円の売却を行い、施設の適正配置と連動した財源確保の取組として、継続的に実施してきました。

施設の廃止については、老朽化や利用状況を踏まえ、総延べ床面積で約 4,300 ㎡に及ぶ施設を廃止しました。民間移譲については、市立保育所２園の民営化を行いました。

施設の長寿命化については、小・中学校、市営住宅等を中心に、毎年度、計画的に改修工事を実施しており、更新時期の平準化に向けた取組を進めてきました。

イ　取組項目ごとの進捗

（ｱ）適正な規模での更新、複合化・統廃合、市有地の売却、廃止

・施設の複合化については、児童館や老人憩の家、公民館、消防署所、器具置場、福祉施設、生涯学習施設、文化財施設、社会教育施設、庁舎等施設で実施しました。

・市有地の売却については、平成 27(2015)年以降、件数では 12 件、計４億円を超える市有地の売却を行いました。

・施設の廃止については、適正配置の取組により、保健センターや水泳プール等を廃止し、平成 27(2015)年以降の総延べ床面積の削減累計は、約 4,300 ㎡に上りました。

表　複合施設として整備した施設

施設類型	複合化した施設名	建設年度
生涯学習施設	アミューあつぎ (あつぎ市民交流プラザ)	平成５(1993)※1
福祉施設	老人福祉センター寿荘	平成 27(2015)※2
公民館、器具置場	厚木南公民館・消防団第１分団第２部器具置場	平成 29(2017)
福祉施設	保健福祉センター	平成 29(2017)※3
児童館、老人憩の家	金田児童館・金田東老人憩の家	平成 30(2018)
文化財施設	あつぎ郷土博物館	平成 30(2018)
消防署所、器具置場	厚木消防署南毛利分署・消防団第７分団第６部器具置場	令和３(2021)
庁舎等施設	複合施設あつめき	令和９(2027) 供用開始予定

※１　平成 26(2014)年度に複合施設として供用開始

※２　厚木シティプラザに複合化による機能移転

※３　総合福祉センターと保健センターを複合化し、新たに保健福祉センターとして供用開始

表　売却金額と売却件数

年度	売却金額	売却件数
平成 27(2015)	52,980,000 円	２件
平成 30(2018)	3,651,277 円	１件
令和２(2020)	226,044,800 円	２件
令和３(2021)	5,429,109 円	１件
令和４(2022)	37,631,777 円	３件
令和５(2023)	12,020,000 円	１件
令和６(2024)	94,050,000 円	２件

表　廃止施設及び面積

年度	施設名	面積
平成 27(2015)	老人福祉センター寿荘	延べ床面積　872.55 ㎡※
平成 29(2017)	保健センター	延べ床面積 1,161.87 ㎡
令和元(2019)	荻野埋蔵文化財展示・収蔵室	延べ床面積　577.58 ㎡
令和３(2021)	中町１丁目第１自転車等駐車場・第２自転車等駐車場	敷地面積　2,941.00 ㎡
		延べ床面積　7.00 ㎡
令和５(2023)	水泳プール	敷地面積　1,724.00 ㎡
		延べ床面積　128.00 ㎡
令和６(2024)	本厚木駅高架下旭町自転車駐車場	敷地面積　602.80 ㎡
		延べ床面積　460.07 ㎡
	本厚木駅高架下泉町自転車駐車場	敷地面積　564.43 ㎡
		延べ床面積　345.50 ㎡
	情報プラザ	延べ床面積　688.27 ㎡
令和７(2025)	旭町４丁目ミニディ等実施会場	敷地面積　199.86 ㎡
		延べ床面積　72.83 ㎡

※　厚木シティプラザへの複合化による機能移転

（ｲ）国・県との連携

・複合施設あつめきにおいて、国・県の行政機関の入居を予定しており、着実な連携が図られています。

（ｳ）特定財源の確保

・複合施設あつめきの建設を始め、小・中学校や市営住宅等の大規模改修や更新において国・県等の補助制度を活用し、特定財源の確保に努めてきました。

（Ｅ）民間への移譲

・市立保育所２園の民営化を行いました。

表　民営化した保育所

年度	施設名	延べ床面積
平成 27(2015)	もみじ保育所	740.84 ㎡
平成 30(2018)	厚木保育所	940.87 ㎡

(ｵ) 民間活力の導入

・北部学校給食センター及びふれあいプラザの再整備、文化会館の長寿命化改修を PFI 事業で実施するなど、民間活力を導入した取組を進めてきました。

・荻野運動公園や厚木中央公園地下駐車場等の利用料金を徴収する施設は、指定管理者制度による管理運営を行い、施設利用者の利用満足度の高いサービスの提供に努めてきました。

(ｶ) 適正な受益者負担の導入

・社会経済情勢の変化に伴う公共施設の維持管理費の上昇等を踏まえ、公の施設の使用料の見直しを行い、適正な受益者負担の実施に向け、３年ごとに検討を行ってきました。

・こうした取組を踏まえ、令和７(2025)年７月及び 10 月に一部公共施設で使用料を改定しています。

(ｷ) 長寿命化による更新時期の平準化

・小・中学校や市営住宅を始めとする全ての公共施設を対象に、令和２(2020)年度から令和６(2024)年度にかけては、次に示すような老朽化した施設の長寿命化改修（機能回復）を計画的に進めてきました。

表　長寿命化計画に基づく取組実績

年度	主な長寿命化改修工事
令和２(2020)	及川球技場観覧場ＡＢ棟外壁防水改修工事 睦合中学校北棟校舎外壁・屋上改修工事
令和３(2021)	上向原ハイツＢ棟外壁屋根改修工事 小鮎公民館外壁屋上改修工事
令和４(2022)	上向原ハイツＡ棟外壁・屋根改修工事 依知北公民館外壁・屋根改修工事
令和５(2023)	七沢自然ふれあいセンタープレイホール 長寿命化改修(機能回復)工事 富士見町団地外壁・屋上防水改修工事
令和６(2024)	愛甲小学校受変電設備改修工事 玉川小学校受変電設備改修工事

ウ　公共建築物の総延べ床面積の推移

平成 27(2015)年度の総合管理計画策定時と比較すると、福祉施設や保育施設では減少したものの、学校教育施設、学校給食施設、市営住宅、市民施設、社会教育施設、防災施設等では増加したことから、公共施設の総延べ床面積は約 1.7 万㎡増加しました。

今後においても、人口減少・少子高齢化の進展や市民ニーズの変化等を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、適正な公共施設の総量となるよう管理に努めることが求められます。

表　施設類型別の延べ床面積と推移

施設類型	延べ床面積(㎡)		差分(㎡)
	平成 27(2015)年度	令和 7 (2025)年度	
医療施設	33,209.32	33,209.32	0.00
学校教育施設 小・中学校	271,414.00	274,999.00	3,585.00
学校給食施設 学校給食センター	3,460.25	7,448.79	3,988.54
市営住宅	28,354.96	32,182.74	3,827.78
市民施設 ①駐車場・自転車等駐車場 ②生涯学習施設	80,764.26	84,740.91	3,976.65
社会教育施設 ①公民館 ②スポーツ施設 ③文化財施設	60,565.41	63,006.17	2,440.76
庁舎等施設	27,050.73	27,104.53	53.80
福祉施設 ①老人憩の家 ②児童館 ③福祉施設	30,604.87	29,704.86	▲900.01
保育施設 ①保育所 ②子育て支援施設	4,350.70	2,970.31	▲1,380.39
防災施設 ①消防署所 ②器具置場	10,952.72	12,338.86	1,386.14
集会施設	655.38	655.38	0.00
合計	551,382.60	568,360.87	16,978.27

エ　これまでの取組の評価

これまでの取組により、公共施設の複合化や集約化、市有地の売却、民間活力の導入など、公共施設の適正配置において一定の成果を上げて

きました。また、施設の廃止や市有地の売却により、維持管理コストの縮減と財源確保の面で一定の効果が得られました。さらに、保育所の民営化や指定管理者制度の導入など、民間活力の導入も進み、市民サービスの質向上や運営効率化にもつながっています。

一方で、施設の適正な規模での更新、複合化や集約化等による最適化については、現段階では一部の施設での実施にとどまっています。また、これまでの 10 年の期間では、結果的に公共施設の総延べ床面積は増加しています。

5　今後の更新・維持管理費用等の試算

本市が保有する公共施設等について、今後の計画期間における維持・更新に要する費用を、これまでの実績と比較することで、公共施設等を現状の水準で維持・更新する場合の不足額(財源不足額)を算出しました。

(1) 算出条件

ア　対象期間

令和９(2027)年度から令和 36(2054)年度まで(28 年間)

イ　算出方法

公共建築物・土木インフラそれぞれについて、「維持・更新に要する費用」から「これまでの実績」を差し引くことで、財源不足額を算出します。

	維持・更新に要する費用				これまでの実績（充当可能額）		財源不足額
公共建築物	1㎡当たりの単価	×	対象となる公共建築物の延べ床面積	—	直近 10 年間の決算における、普通建設事業費の平均金額	＝	
土木インフラ	普通建設事業費の支出見込み額						

ウ　公共建築物の維持・更新に要する費用の算出について

（ｱ）単価の設定

一般財団法人地域総合整備財団「公共施設等更新費用試算ソフト」の改修・更新単価に、昨今の建築費高騰を反映させるため、補正係数(36.1%)を上乗せしたものを用いています。

表　改修・更新単価一覧(補正後)(円/㎡)

施設類型	長寿命化改修 （機能回復）	長寿命化改修 （機能回復＋機能向上）	更新
市営住宅	95,280	231,394	381,119
●学校教育施設 ①小学校 ②中学校 ③学校給食センター ●保育施設 ①保育所 ②子育て支援施設 ●単独給食調理場 ●放課後児童クラブ(単独施設)	108,891	231,394	449,176
●医療施設 ●福祉施設 ①老人憩の家 ②児童館 ③福祉施設 ●環境施設	122,503	272,228	490,011
●市民施設 ①駐車場・自転車等駐車場 ②生涯学習施設 ③公園内施設 ④公衆便所 ●社会教育施設 ①公民館 ②スポーツ施設 ③文化財施設 ●庁舎等施設 ●防災施設 ①消防署所 ②器具置場 ③防災倉庫 ● 集会施設	136,114	340,285	544,456

（ｲ）目標耐用年数の設定

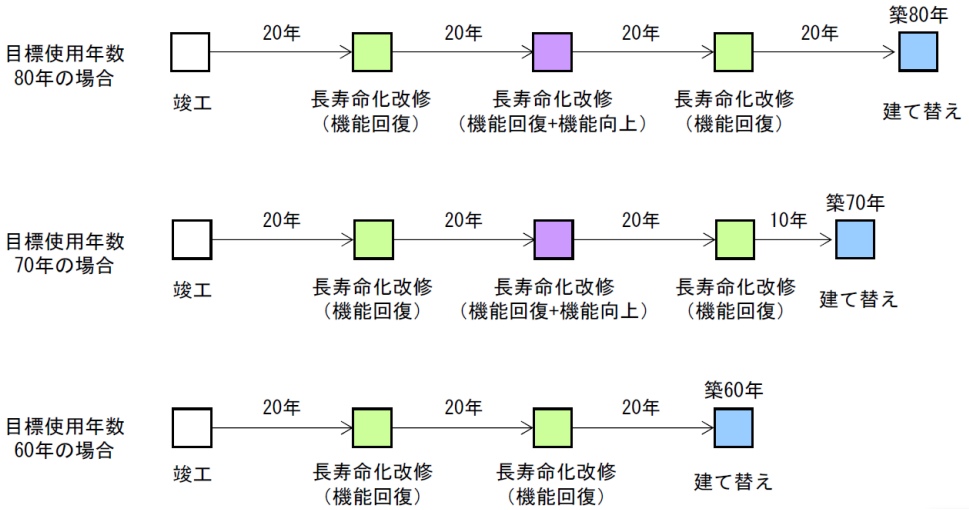
構造・基準別の目標耐用年数を用いています。

表　公共建築物の目標耐用年数

構造・基準	目標耐用年数(年)
鉄筋コンクリート造(ＲＣ造)	80
重量鉄骨の建築物(Ｓ造)	80
軽量鉄骨の建築物(Ｓ造)	60
木造(W造)	60

（ｳ）改修・更新サイクル

目標耐用年数に応じ、次に示す改修・更新サイクルに基づいています。



（２）財政シミュレーションに基づく財源不足額の試算

令和９(2027)年度から令和 36(2054)年度までの 28 年間で、財源不足額は約 716 億円と試算されました。

なお、計画期間全体において、仮に公共建築物の延べ床面積の削減のみで財源不足額約 198 億円を解消する場合、現在の公共建築物の延べ床面積の約７％に当たる、約 43,000 ㎡を削減する必要があります。

表　財源不足額の試算結果

内訳	維持・更新に要する費用	充当可能額	財源不足額
公共建築物	約 2,316 億円	約 2,118 億円	約 198 億円
土木インフラ	約 1,628 億円	約 1,110 億円	約 518 億円
公共施設等全体	約 3,944 億円	約 3,227 億円	約 **716** 億円

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

１　公共施設等に関する基本方針

本市の公共施設等は、市民生活を支える重要な基盤となるものです。一方、第２章に示すとおり、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、必要な機能やサービスを継続させるためには、今後見込まれる財源不足に対し、中長期的な視点から対応していくことが求められます。

そこで、次に示す５つの方針を公共施設等に関する全体の基本方針とし、公共建築物及び土木インフラそれぞれについて、取組内容を具体化するとともに、それぞれの目標を設定することにより、取組を着実に進めます。

方針１	施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減
方針２	多様な財源の確保
方針３	計画的な維持管理と安心・安全の確保
方針４	社会的要請への対応と施設の質の向上
方針５	実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築

２　公共施設等に関する目標設定

公共建築物・土木インフラ全体として、第２章で算定した財源不足額を解消することを目標とし、次のとおり設定します。

目標	前期 R9(2027)～R16(2034)	中期 R17(2035)～R26(2044)	後期 R27(2045)～R36(2054)
財源不足額の解消	R9(2027)年度から R36(2054)年度までの **28** 年間で、 財源不足となる **約 716 億円** の解消		

3　公共建築物に関する基本方針

（1）方針１　施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減

方針1

施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減

内容

総量・機能・配置等の見直しを通じて、将来にわたる費用の発生を構造的に抑制します。

具体例

●総量抑制のために、集約・複合化・適正規模化・統合・廃止・民間移譲を実施

将来にわたり市民サービスを持続的に提供できるよう、公共建築物の総量を抑制するため、「適正規模での更新、複合化」、「施設の統廃合」、「市有地の売却、施設の廃止」、「民間等への移譲」等の取組を進めます。

●長寿命化によるコスト最適化

原則として、構造種別等に応じて設定する目標耐用年数まで、施設を有効に活用することを基本とし、適切なタイミングで長寿命化改修を行います。これにより、更新時期の集中を抑制し、将来の更新費用の平準化と縮減を図ります。

ただし、施設により、老朽化状況の評価結果や立地条件、機能・ニーズ面の課題を踏まえるものとします。例えば、適正配置の推進が可能な場合は、目標耐用年数にとらわれず、更新時期の前倒しを行ったり、長寿命化改修についても、想定する更新時期に対応して実施内容やタイミングを判断したりします。

表　構造種別等に応じた目標耐用年数の設定

構造種別	基準	目標耐用年数
鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）	昭和 46(1971)年以前に建築された建築物	60 年
	昭和 47(1972)年以降に建築された建築物	80 年
鉄骨造（Ｓ造）	重量鉄骨造の建築物	80 年
	軽量鉄骨造の建築物	60 年
木造（W造）	－	60 年

※耐用年数評価を実施することにより、目標耐用年数を超えて使用する場合もあります。

●民間活力(PPP/PFI 等)の活用

公共施設等の民営化に加え、公共建築物の整備や運営等における DB(O)方式、PPP/PFI 方式の導入、維持管理における包括的民間委託方式の導入など、民間活力の導入検討を積極的に進めます。PPP/PFI 手法の導入検討の際は、平成 29(2017)年に制定した「厚木市 PPP/PFI 手法導入の優先的検討に関する要綱」に基づいて行います。

（2）方針２ 多様な財源の確保

<table>
<tr><td rowspan="2">方針２</td><td colspan="2">多様な財源の確保</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>　施設の維持・更新に必要な財源を多角的に確保し、財政負担の平準化と不足の解消を図ります。</td></tr>
<tr><td></td><td>具体例</td><td>●特定財源の確保
　公共建築物の維持管理や修繕、更新においては、国・県等の補助制度を積極的に活用し、本市の財政負担の軽減に努めます。
　また、公会計制度の導入に併せて整備した固定資産台帳を活用し、各施設のコストの明確化や、各施設の有効性や管理の在り方について検討するとともに、減価償却費を把握することで施設更新に対する積立の検討を行い施設更新の財源確保に努めます。

●受益者負担の適正化
　提供しているサービスの利用者に対し、適正な受益者負担を求め、使用料等を公共建築物の維持管理費用に充当し、財源の確保に取り組みます。

●市有資産の有効活用
　複合化等に伴い発生する余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用します。売却が難しい場合、貸付等の有効活用策についても検討します。

●新たな歳入確保策や負担軽減策の検討
　ネーミングライツや広告収入等、施設を活用した新たな歳入確保策の導入を検討します。また、財政負担軽減の観点から、公共施設等に係る基金の積み立ての導入についても検討します。</td></tr>
</table>

（3）方針３ 計画的な維持管理と安心・安全の確保

<table>
<tr><td rowspan="3">方針３</td><td colspan="2">計画的な維持管理と安心・安全の確保</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>施設の状態を継続的に把握し、予防的・計画的な管理により、安心・安全に利用できる施設環境を維持します。</td></tr>
<tr><td>具体例</td><td>●点検・診断の計画的実施とデータの一元管理
延べ床面積及び構造の観点から予防保全型の維持管理を行う建築物を抽出し、適切な点検及び診断等を実施します。また、点検及び診断の結果についてはデータベース化を図り、今後の長寿命化改修や修繕、更新、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

●維持管理・修繕・更新の計画的な実施
主に施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」において、点検及び診断結果等を踏まえた事業実施の優先順位についての検討を行い、事業予算とのバランスを見ながら、トータルコストの縮減及び事業の平準化の観点からの維持管理、修繕及び更新等を進めます。なお、用途廃止や統廃合が予定されている建築物については、原則として、事後保全型の維持管理の対象とし、長寿命化改修の実施を見合わせます。

●安全確保と利用者リスクへの対応
日常及び定期点検・診断において施設の高度な危険性が認められた場合には、原則として公共建築物は居室空間としての使用を避ける等の迅速かつ適切な対応を講じます。
その後、安全性確保のための工事の実施、取り壊し及び撤去、施設の統廃合等の利活用についての方針を定め、方針に従った事業の実施を進めます。

●防災・減災機能の維持・強化
本市に甚大な被害をもたらす可能性のある地震や河川の氾濫などにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地する公共施設が被災するリスクは高まっています。
このことから、施設の特性に応じた必要な対策に取り組むほか、防災・減災機能の強化に向けて、「厚木市地域防災計画」及び「厚木市国土強靭化地域計画」に従った事業の実施を進めます。</td></tr>
</table>

（４）方針４ 社会的要請への対応と施設の質の向上

<table>
<tr><td rowspan="2">方針４</td><td colspan="2">社会的要請への対応と施設の質の向上</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>脱炭素・包摂・強靭化等、時代とともに変化する社会的要請に応え、施設が持つ価値を継続的に高めます。</td></tr>
<tr><td></td><td>具体例</td><td>●カーボンニュートラルの推進
本市では、令和３(2021)年２月 22 日にゼロカーボンシティを表明し、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を進めています。そのため、公共建築物の省エネ化は急務であり、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入のほか、空調や照明を更新する際に、機器の更新等をまとめて行うことで、スケールメリットを生かしながら省エネ化のスピードアップを図るなど、「厚木市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」等に従った事業の実施を進めます。

●ユニバーサルデザインの推進
公共施設等の適正配置や長寿命化改修の実施に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いに関わらず、誰もが使いやすい施設として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。また、公共建築物のユニバーサルデザイン化を推進するに当たっては、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成 29(2017)年２月決定)」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、全ての人が利用しやすい施設づくりを進めます。

●変化する社会環境・利用ニーズへの適応
人口減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、デジタル化の進展などにより、公共施設等に求められる機能や役割は大きく変化しています。このため、従来の利用形態にとらわれることなく、利用実態や将来ニーズを踏まえた機能の見直しや柔軟な対応を図り、時代に即した施設機能の確保に努めます。</td></tr>
</table>

（５）方針５ 実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築

<table>
<tr><td rowspan="3">方針５</td><td colspan="2">実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>　計画の実効性を担保するため、庁内外の連携体制を整え、段階的な目標と評価の仕組みを確立します。</td></tr>
<tr><td>具体例</td><td>●総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築
　施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」において、情報共有を図るとともに、庁内横断的な検討・取組を進めます。
　また、施設管理能力を備えた施設管理者、安全で質の高い長寿命化改修を実施する技術職員、維持管理計画を推進する技術者等、目的に沿った人材、人員の配置を行います。
　公共建築物の維持管理に関わる職員については、予防保全型の維持管理に関する技術習得のために、国及び県等が開催する説明会等への積極的な参加を促進します。必要に応じて、公共建築物の維持管理に関わってきた職員の再雇用による庁内の技術継承の必要性についても検討を進めます。

●所管課との情報共有・連携の推進
　公共建築物の効果的かつ計画的な管理を推進するためには、日常の業務を通じて施設の状況や課題を共有し、取組を進めていくことが重要です。また、将来的な公共施設の在り方や今後の方向性についても、早い段階から関係課の間で情報共有を図り、必要に応じて連携しながら検討を進めるなど、横断的かつ円滑に取組を推進します。

●庁内外への情報発信
　公共施設等の最適化や長寿命化などの取組を着実に推進するためには、市民や関係団体の理解と協力が不可欠です。
　このため、計画の内容や進捗状況、施設の利用状況等について、分かりやすく積極的に情報発信を行い、透明性の確保に努めるとともに、市民意見の把握の機会の充実を図ります。
　また、民間事業者等に対しても情報提供を行い、民間活力の活用に繋げます。</td></tr>
</table>

４　公共建築物に関する目標設定

計画の進捗状況を定量的に確認可能な目標として、新たに、「市民一人当たりの面積(㎡／人)」を、前期・中期・後期で設定します。令和８(2026)年度時点の値を基準とし、経年の変化を見ることで、全体目標達成に向けた取組の進行管理を行えるよう、参考値として設定するものです。

なお、市民一人当たりの面積の現状値を維持するとした場合、各期に推計される累計削減面積(目安)は次のとおりです。

目標	前期 R9(2027)～ R16(2034)	中期 R17(2035)～ R26(2044)	後期 R27(2045)～ R36(2054)
市民一人当たりの面積 【R8(2026)年度時点】	**2.81** ㎡/人		
各期間中の削減面積 （目安）	８年間で 約 26,700 ㎡	10 年間で 約 38,800 ㎡	10 年間で 約 40,400 ㎡

5　土木インフラに関する基本方針

（1）方針1　施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減

<table>
<tr><td rowspan="3">方針1</td><td colspan="2">施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>長寿命化を戦略的に進めるとともに、配置・ネットワークの合理化を図りつつ、新たな技術導入等を積極的に進めること等により、ライフサイクルコストを縮減します。</td></tr>
<tr><td>具体例</td><td>
●長寿命化の推進

土木インフラの類型ごとに、適切な点検及び診断等の実施内容や予防保全型の維持管理のための事業の実施計画等を定める類型別の長寿命化計画等を策定し、土木インフラに関する予防保全型の維持管理を実現します。

なお、土木インフラについては、予防保全型の維持管理により可能な限り長期にわたり使用することを基本としています。目標耐用年数は定めていませんが、代表的な土木インフラに係る目安は次のとおりです。

表（参考)代表的な土木インフラの耐用年数の目安
<table>
<tr><th>施設名称</th><th>耐用年数の目安</th><th>出典</th></tr>
<tr><td>道路舗装</td><td>10 年</td><td>減価償却資産の耐用年数表</td></tr>
<tr><td>橋りょう</td><td>50 年</td><td>神奈川県道路施設長寿命化計画
Ⅱ橋りょう編 コスト縮減効果の算出方法</td></tr>
<tr><td>トンネル・大型カルバート</td><td>75 年</td><td>神奈川県道路施設長寿命化計画
Ⅲトンネル・洞門編 コスト縮減効果の算出方法</td></tr>
<tr><td>管路</td><td>50 年</td><td>厚木市公共下水道(第Ⅱ期)ストックマネジメント計画</td></tr>
</table>
●利用ニーズ等を踏まえた配置・ネットワークの合理化

必要な機能や利便性、安全性の確保を前提としつつ、維持管理の効率化や負担の軽減の観点から、ニーズの変化等を踏まえ、各機能の配置・ネットワークの合理化も検討します。

●民間のノウハウの活用等

施設の整備や維持管理等において、ＤＢ(Ｏ)方式、ＰＦＩ方式、Ｐａｒｋ－ＰＦＩ方式の導入など、民間活力の導入検討を積極的に進めます。

ＰＰＰ/ＰＦＩ手法の導入検討の際は、平成 29(2017)年に制定した「厚木市ＰＰＰ/ＰＦＩ手法導入の優先的検討に関する要綱」に基づいて行います。
</td></tr>
</table>

（2）方針２　多様な財源の確保

方針２	多様な財源の確保	
	内容	持続可能なインフラマネジメントを実現するため、着実な財源の確保と多様化を図ります。
	具体例	●補助金等の活用 土木インフラは市民生活に必要不可欠なものであり、着実な整備や維持管理、修繕が必要ですが、そのための費用を着実に確保していくことが求められることから、国・県等の補助制度や民間資金等を積極的に活用することで、本市の財政負担の軽減に努めます。 ●受益者負担の適正化 提供しているサービスの利用に対し、適正な受益者負担を求めることにより、財源の確保に取り組みます。 ●維持管理費の平準化による財政負担の抑制 長寿命化計画等に基づく計画的な維持管理により、費用の平準化と縮減を図り、財政負担の軽減に繋げます。

（3）方針３　計画的な維持管理と安心・安全の確保

<table>
<tr><td rowspan="3">方針３</td><td colspan="2">計画的な維持管理と安心・安全の確保</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>定期的な点検・診断により施設の状態を継続的に把握し、ＰＤＣＡサイクルによる予防保全型の計画的な維持管理・更新により、安全で安心して利用できる施設環境を維持します。</td></tr>
<tr><td>具体例</td><td>●点検・診断の計画的実施とデータの活用
予防保全型の維持管理を行う対象となる施設については、重要性や劣化の進行状況、影響度等を踏まえ選定し、点検周期や点検方法に関するマニュアルに準じた点検及び診断を実施します。
点検及び診断の結果についてはデータベース化を図り、今後の予防保全型の維持管理や修繕、更新、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。
点検・診断で把握した劣化や財政状況・社会情勢の変化に対応するために、ＰＤＣＡサイクルによる予防保全型の維持管理を進めます。

●優先性を考慮した計画的な維持管理、修繕、更新等の実施
類型別の長寿命化計画等に基づく事業について、予算とのバランスを見ながら優先性の高い事業について、予防保全を中心としつつ事後保全も適切に組み合わせながら、計画的な維持管理、修繕、更新等を進めます。また、例えば道路の維持管理で導入されている道路舗装の上層部分のみの部分補修、公園で導入されている省エネ電灯への入れ替え等の維持管理費用の削減につながる工法や取組について、最新技術・情報を収集しながら、積極的な導入を進めます。

●安全確保と利用者リスクへの対応
安心・安全な市民生活を継続するために必要不可欠な施設であることから、高度な危険性が認められた場合には、早急なる補修・更新の事業を実施し、安全性を確保します。
また、道路破損についての情報収集の全庁的な取組体制の更なる強化や道路破損状況の報告に協力する民間企業数を増やすことで、軽微な補修で対応できる箇所を増やし、更なる維持管理費用の低減を図ります。また、道路だけでなく、橋梁、トンネル、歩道橋等の道路施設全般についても、同様の取組を進めます。
点検・診断については、全ての土木インフラについて維持管理を専門とする業者を活用するのではなく、小規模な土木インフラについては職員自らによる点検・診断の対象を増やし、日常的な施設点検・パトロールにおいて発見した軽微な劣化については、必要に応じて発見した段階で補修を実施します。

●改修・更新時等の耐震化の推進
定期的な点検及び診断等により施設の健全性を把握し、必要に応じて安全性確保のための補強や対策を実施します。また、改修・更新時を基本としつつ、緊急性や重要度を踏まえ、計画的な耐震対策を進めます。特に、地域防災計画において重要な役割を担う道路や橋梁等については、優先度を考慮しながら、着実に耐震化への取組を進めます。</td></tr>
</table>

（４）方針４　社会的要請への対応と施設の質の向上

方針４	社会的要請への対応と施設の質の向上	
	内容	人口減少・少子高齢化、脱炭素化、防災・減災の強化などの社会的要請に対応するとともに、利便性や環境性能の向上を図り、時代に即したインフラの維持・更新等を行います。
	具体例	●災害対応力の強化 近年の気候変動の影響等を踏まえた土木インフラの防災・減災機能の強化を図ります。 また、将来のリスクの変化も見据え、必要に応じて施設機能や整備水準の見直しを行い、継続的に災害対応力の向上に取り組みます。 ●カーボンニュートラルの推進 本市では、令和３(2021)年２月 22 日にゼロカーボンシティを表明し、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を進めています。土木インフラにおいては、設置する設備の省エネ化、太陽光発電や余熱利用を中心とした再生可能エネルギーの導入のほか、材料の選定や維持管理方法の効率化など、「厚木市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」等に従った事業の実施を進めます。 ●ユニバーサルデザインの推進 土木インフラの整備や改修に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の趣旨を踏まえ、移動時の段差解消や案内機能向上など、誰もが安全かつ円滑に利用できる環境の確保に取り組みます。また、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いにかかわらず、多様な利用者が利用することを前提に、整備及び維持管理の各段階においてユニバーサルデザインの考え方に配慮します。加えて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成 29(2017)年２月決定)」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、移動や利用の連続性にも配慮し、全ての人が利用しやすいインフラ空間の形成を進めます。 ●地域特性や利用動向等を踏まえた機能の見直し 引き続き必要な機能やサービスを確保することを前提としつつ、人口動向や地域特性、利用状況等の変化を踏まえ、従来の手法や配置にとらわれない柔軟な対応方法も検討していきます。

（5）方針５　実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築

<table>
<tr><td rowspan="3">方針５</td><td colspan="2">実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>　計画の実効性を担保するため、庁内外の連携体制を整えるとともに、参考値等の目安の設定についても検討します。</td></tr>
<tr><td>具体例</td><td>●総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築
　現在道路の点検において取組が行われている市職員の徒歩による全路線点検や、日常の生活や業務において劣化を把握した場合の所管課への報告、新聞販売店等の民間事業者からの劣化報告等についても、継続的に取り組んでいきます。
　土木インフラの維持管理に関わる職員については、予防保全型の維持管理に関する技術習得のために、国、県及び維持管理に関する財団・協会等の講習会への積極的な参加を促進し、新たな維持管理に関する技術習得に努めます。また、技術継承や技術者不足の両面に対応するために、これまでも実施している技術職員の再雇用の取組の拡大についても検討するなど、維持管理に関する技術職員の強化を更に進めます。

●関係課との情報共有・連携の推進
　土木インフラの効果的かつ計画的な維持管理を推進するためには、日常の業務を通じて施設の状況や課題を共有し、取組を進めていくことが重要です。
　また、将来的な施設の在り方や今後の方向性についても、早い段階から関係課の間で情報共有を図り、必要に応じて連携しながら検討を進めるなど、横断的かつ円滑に取組を推進します。

●庁内外への情報発信
　市民生活を支える必要不可欠な施設の維持管理等を着実に推進するためには、市民等との情報共有が不可欠です。
このため、計画の内容や進捗状況等について、分かりやすく積極的に情報発信を行い、透明性の確保に努めるとともに、市民意見の把握の機会の充実を図ります。
　また、民間事業者等に対しても情報提供を行い、民間活力の活用に繋げます。</td></tr>
</table>

6　土木インフラに関する目標設定

　各施設の劣化状況や利用状況等を定期的に把握し、安全性を確保することを前提とした上で、事後保全型の対応から、予防保全型の対応に移行し、土木インフラ部門の個別施設計画に定めるとおり、ライフサイクルコストを削減することを目標とします。その上で、長期的には、人口分布や環境の変化を捉え、必要に応じて廃止や縮減の検討を行います。

7　目標達成のための取組

（１）公共建築物の建替えの抑制

ア　長寿命化の推進

鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）、鉄骨造（Ｓ造）の公共建築物については、耐用年数評価を行い、適切な改修を施しながら目標耐用年数を超えて維持することとし、建替えは行わないものとします。この場合において、目標耐用年数を再設定することはせず、可能な限り長く維持しながら、施設の利用状況の変化を捉え、施設の廃止等を検討することを目的とします。

なお、その他の構造の建築物等、目標耐用年数経過以降の施設の安全性確認が困難なものについては、目標耐用年数を迎える前に次のとおり検討するものとします。

ただし、コスト面で、長寿命化改修より建替えの方が有利と判断される場合はこの限りではありません。

イ　建替えの不実施

今後の人口減少に伴い、施設利用者が大幅に減少していく施設が大半を占めると考えられるため、基本的に建替えは行わないことを前提に次(ｱ)から(ｳ)の順に検討をします。

(ｱ) 廃止の検討（既存の他施設への機能移転）

将来に向けた施設のニーズを厳格に捉え、同じ機能を持つ他施設への集約化や、複合化を行い、当該施設を廃止することを第一に検討します。

(ｲ) 複合化、集約化の検討（更新施設における他施設の取り込み）

上記の検討の結果、当該施設はニーズが高く、更新が必要と判断された場合は、周辺施設との複合化や集約化を行い、原則、既存施設の合計延べ床面積より削減した上で更新を行うものとします。

(ｳ) 適正な面積での更新

上記の検討を経ても、単独での建替えが必要との結論に至った場合は、原則、既存施設より延べ床面積を削減した上で、更新を行うものとします。

この措置は、例外的なものであり、周辺に同機能を持つ施設がなく集約化、複合化の余地がなく、かつ、更新後の相当の年数において施設のニーズが維持される蓋然性が高い場合のみ行うものとします。

単独での建替えを行う場合は、庁議に諮り意思決定を行うものとします。

ウ　その他

（ｱ）目標耐用年数前の施設廃止

目標耐用年数を迎える前であっても、施設のニーズが減少し廃止が適当であると判断される場合は、廃止するものとします。この場合において、長寿命化改修等を実施した直後に廃止するといったことがないよう、長寿命化改修等を行う前に廃止の是非を判断するものとします。

また、近隣施設への集約化、複合化による廃止の場合、対象となる施設のリノベーションが必要になることも踏まえ、近隣施設の大規模改修のタイミングも考慮して判断を行います。

（ｲ）大規模改修時における近隣施設との集約化や複合化

建替えだけでなく、長寿命化改修等、大規模改修を実施するタイミングで、近隣施設との集約化や複合化を検討します。

（ｳ）施設の民間移譲

施設の利用者が限定的な場合や民間事業者や団体が施設の運営を希望する場合などは、移譲を検討します。この場合において、移譲のためにリノベーション費用が掛かる場合や市場よりも低廉な売却金額となる場合は、今後市が支出することになるライフサイクルコストを考慮し、判断するものとします。

なお、検討の契機としては、市が施設を廃止すると判断した場合や施設利用者や民間事業者から提案があった場合が考えられます。

（ｴ）借地の解消

借地は、施設運営の安定性の観点から積極的に解消を図るものとし、集約化、複合化の検討の際に考慮するものとします。

（2）手法

目標を達成するために想定している主な手法は、次のとおりです。公共建築物・土木インフラの各施設において、適切な取組手法を検討します。

なお、ここに示していない手法についても、より適切であると考えられる場合には、これらの範囲に限ることなく必要な検討を行います。

視点		手法内容
歳出削減・抑制	施設保有量に特化した取組	・適正な規模での更新 ・公共建築物の統合、複合化 ・施設の廃止 ・民間事業者への移管 ・地域への移譲
	施設保有量以外に特化した取組	・長寿命化改修の着実な実施 ・更新時の効果的な事業手法(PPP/PFI、DB(O)、DBM 等) ・維持管理効率化(包括的民間委託等)
歳入増加		・補助金等特定財源の確保 ・適正な受益者負担 ・普通財産、市有地の売却 ・新規歳入確保手法(ネーミングライツ、広告収入等) ・跡地・跡施設の貸付等
財政負担平準化		・長寿命化による更新時期の平準化 ・基金積み立ての検討

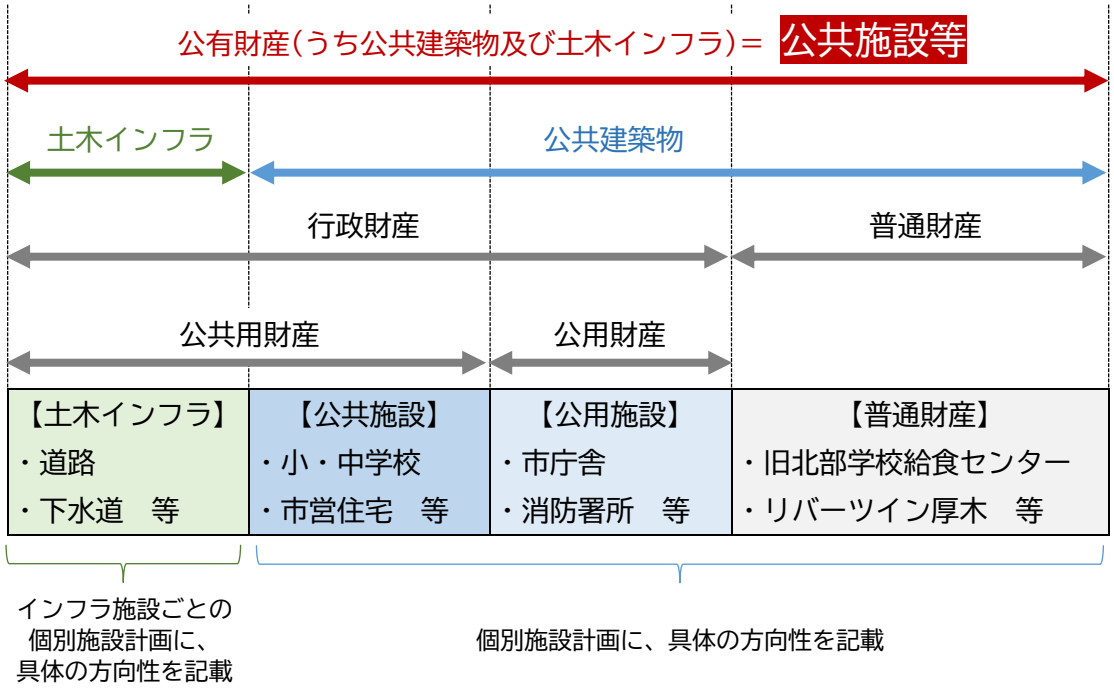
公共施設等以外の取組	・行政評価による事業見直し ・事務の効率化

第４章　公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

１　対象施設の範囲

本計画における対象施設は、地方自治法第 238 条に掲げる公有財産のうち「公共建築物」及び「土木インフラ」を対象施設とし、これらを本市総合管理計画において「公共施設等」と定義します。なお、企業会計の施設を含むものとします。

図　対象施設の内訳



２　公共建築物

（１）施設類型及び対象施設

公共建築物の施設類型及び対象施設は次のとおり、施設が提供する機能に着目し、１大分類（公共建築物）をさらに 12 中分類・31 小分類に区分します。

また、これとは別に、施設の利用対象者の範囲に着目した区分として、「広域対応施設」及び「地域対応施設」の２区分（以下「広域・地域分類」という。）を設定します。

中分類、小分類、各分類の施設数、広域・地域分類は次のとおりです。

中分類	小分類	施設数	広域・地域分類※	
			広域	地域
行政財産				
医療施設	医療施設	２施設	●	
学校教育施設	小学校	23　校		●
	中学校	13　校		●
	教育支援施設	２施設	●	
学校給食施設	学校給食センター	２施設	●	
	単独給食調理場	17　校		●
子育て支援施設	放課後児童クラブ	５　校(単独施設５施設)		●
	児童館	38　館		●
	保育所	４施設	●	
	子育て支援施設	３施設	●	
市営住宅	市営住宅	16 施設	●	
市民利便施設	駐車場・自転車等駐車場	７施設	●	
	公園内施設	60 施設	●	
	公衆便所	３施設	●	
庁舎系施設	庁舎等施設	５施設	●	
	消防署所	８　署	●	
	器具置場	52 施設	●	
福祉施設	福祉施設	２施設	●	
文化・スポーツ等施設	生涯学習施設	６施設	●	
	文化施設	１施設	●	
	スポーツ施設	11 施設	●	
	商業・観光施設	３施設	●	
集会施設	公民館	16　館		●
	老人憩の家 (いこいの家)	42　館		●
	集会施設	４施設	●	
生活インフラ	環境施設	３施設	●	
	防災倉庫	11 施設	●	
	斎場	１施設	●	
	下水道施設	３施設	●	
普通財産				
普通財産	機能廃止施設	４施設	●	
	区分所有施設	５施設	●	

※広域・地域分類について

表記	区分	内容
広域	広域対応施設	主に全市民が利用対象となる施設類型 (地域対応施設に該当しないもの)
地域	地域対応施設	地域住民が主な利用対象となる施設類型

（２）施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

広域対応施設及び地域対応施設の管理に関する基本的な方針は次のとおりです。

なお、小分類ごとの管理に係る方針は個別施設計画に位置付けます。

ア　広域対応施設

（ｱ）現状と課題

全市的な拠点としての役割を持つ広域対応施設は、継続的な機能確保が求められる一方、施設の老朽化の進行に伴い、今後維持管理費の増加が見込まれます。また、利用状況の変化や、多様化・高度化する社会的な要請に対し、柔軟に対応する必要があります。

（ｲ）今後の方向性

機能を継続する際は、安全性と機能性を確保できるよう、計画的に維持管理、修繕及び更新等を行います。改修や更新の際には、施設の重要度や求められる役割等を踏まえ、必要な機能、規模、配置、運営形態等を検討します。

イ　地域対応施設

（ｱ）現状と課題

地域ごとに人口増減や人口構成の変化の仕方が異なるほか、利用ニーズ等も変化することが見込まれます。また、地域の拠点施設となる小・中学校をはじめ、多くの施設が老朽化し、維持更新に係る費用の増加も見込まれます。施設を効率的に管理するとともに、地域の実情に応じた施設配置や機能の見直しが必要です。

（ｲ）今後の方向性

地域対応施設の特色として、人口増加に伴い多くの施設を整備してきたという状況を踏まえ、人口の偏りや需要の変化に合わせ、統合や改修等の機会を捉えて規模や配置の検討を行うものとします。

地域対応施設は、地域ごとに複数の施設で共通する機能を有する場合もあることから、先行的な集約・複合化事例も参考に複合化等を検討していきます。

（３）公共施設最適化実現への短期的取組

ア　前期(令和９(2027)～令和 16(2034)年度)における取組

（ｱ）公共建築物整備の具体的な取組及びスケジュール

本計画の前期においては、次の 24 施設について、建築物整備等を通じた最適化に取り組みます。

なお、配置の検討や対応方針、取組スケジュールについては、個別施設計画に位置付ける前期短期再編プログラムで示します。

小分類	施設数	棟数	具体施設名
生涯学習施設	２施設	１棟	厚木シティプラザ(中央図書館) 厚木シティプラザ(子ども科学館)
公民館	１施設	１棟	睦合南公民館
庁舎系施設	１施設	１棟	市庁舎本庁舎
老人憩の家	１施設	１棟	長坂老人憩の家
児童館	９施設	９棟	三田児童館 愛甲原児童館 上荻野児童館 戸室児童館 厚木南児童館 浅間山児童館 飯山中部児童館 ひまわり児童館 藤塚児童館
福祉施設	１施設	１棟	厚木シティプラザ(老人福祉センター寿荘)
保育所	１施設	１棟	南毛利保育所
消防署所	１施設	１棟	厚木消防署本署
器具置場	７施設	７棟	消防団第２分団第８部器具置場 ほか６棟

（ｲ）モデル事業

公共建築物の最適化を進めるには、複合化、集約化等は有効な取組手法です。前期期間中にこれらの手法を検討する場合に円滑に進めることができるよう、先導的な事業の具体内容を、個別施設計画において示します。

（ｳ）耐用年数評価の結果を踏まえた適切な改修

次の小・中学校の校舎等は、前期期間中に目標耐用年数を迎えますが、令和７年度に実施した耐用年数評価の結果を踏まえ、目標耐用年数経過後も適切な改修を行いながら維持することとします。

表　耐用年数評価実施済みの公共建築物

No.	施設名	建物名称	建設年度	目標耐用年数を迎える年度
1	小鮎小学校	南棟校舎①-1 棟	昭和 42(1967)	令和９(2027)
		南棟校舎①-2 棟	昭和 49(1974)	令和９(2027)
2	依知小学校	体育館	昭和 45(1970)	令和 11(2029)
3	厚木小学校	北棟校舎①棟	昭和 45(1970)	令和 11(2029)
4		東棟校舎②棟	昭和 46(1971)	令和 12(2030)
5	厚木第二小学校	西棟校舎②-1 棟	昭和 46(1971)	令和 12(2030)
		西棟校舎②-2 棟	昭和 48(1973)	令和 14(2032)
6	清水小学校	北棟校舎⑬-1 棟	昭和 47(1972)	令和 13(2031)
		北棟校舎⑬-2 棟	昭和 49(1974)	令和 15(2033)
7	南毛利中学校	体育館	昭和 43(1968)	令和９(2027)
8	睦合中学校	体育館①棟	昭和 43(1968)	令和 10(2028)
9	東名中学校	南棟校舎①棟	昭和 45(1970)	令和 11(2029)
10	小鮎中学校	北棟校舎①棟	昭和 45(1970)	令和 12(2030)
11		東棟校舎⑱棟	昭和 53(1978)	令和 20(2038)
12		体育館	昭和 47(1972)	令和 13(2031)
13	南毛利小学校	北棟校舎⑰棟	昭和 49(1974)	令和 16(2034)

ただし、今後の利用状況や維持管理環境の変化等により、建替えや廃止等が必要と判断された場合はこの限りではありません。

3　土木インフラ

（1）施設類型及び対象施設

公共建築物の施設類型及び対象施設は次のとおりです。

４大分類に区分した上で、「道路施設」は 10 中分類・14 小分類、「下水道施設」は１中分類・３小分類、「河川施設」は４中分類・０小分類、「公園」は１中分類・６小分類に区分しています。

大分類	中分類	小分類
道路施設	道路(舗装)	１級市道
		２級市道
		その他市道
	橋梁	
	横断歩道橋	
	トンネル	
	大型カルバート	
	地下道	
	道路土工構造物	斜面安定施設
	交通安全施設	道路照明
		大型標識
		道路情報提供装置
		ガードレール・横断防止柵等
	街路樹	高木
		中木
		低木
	昇降機	エスカレーター
		エレベーター
下水道施設	管路	合流
		汚水
		雨水
河川施設	準用河川	
	普通河川	
	雨水調整池	
	親水広場	
公園	都市公園	運動公園
		総合公園
		街区公園
		近隣公園
		地区公園
		都市緑地

（２）施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

ア　道路施設

（ｱ）現状と課題

施設量が年々増加するとともに老朽化の進展が見込まれ、これらを踏まえた長期的視点による維持管理が必要です。

道路構造物はもとより交通安全施設や街路樹等管理項目が多岐にわたるため、管理項目に応じた最適な維持管理が必要です。

施設種別により異なる機能・役割や特性を有しているため、これらに対応した長期的な維持・確保に資する維持管理が必要です。

更新時期が集中することが見込まれるため、各施設の更新時期を見極めた計画的な維持管理が必要です。

（ｲ）今後の方向性

あつぎの道づくり計画における３つの基本方針に基づく取組を推進します。

ａ　迅速・的確な維持管理の推進

日常・災害時の道路パトロールにより、道路施設の状態を把握することで、利用者の安全性確保や損傷を早期発見に繋げます。

また、定期点検・詳細点検の実施により、施設の劣化や損傷状況の把握、健全性の判定を行い、適切な補修方法の選定に活用します。

ｂ　効率的で計画的な維持管理の推進

ストック量や種類の多さを踏まえ、一律で同じ維持管理を行うのではなく、各特性に応じた維持管理を行うことで、効率的かつ効果的な維持管理を推進します。

ｃ　地域・地元企業との連携・協働の推進

道路パトロールだけでなく、各地域で暮らす市民からの情報を提供いただくことにより、迅速な対応を行います。

イ　下水道施設

（ｱ）現状と課題

整備や供用開始から年数が経過していることにより、施設の経年変化や損傷等が見られます。

今後も老朽化が進展する膨大な下水道施設について、限られた財源で安定した下水道機能を維持することが求められています。

（ｲ）今後の方向性

厚木市公共下水道(第Ⅱ期)ストックマネジメント計画における管理方法(状態監視保全、時間計画保全、事後保全)に基づき、施設の老朽化対策を推進します。

ウ　河川施設

（ｱ）現状と課題

改修後の供用年数が 40 年以上を超える施設が７割以上あり、施設の老朽化が見られます。

経年劣化による護岸ブロックの欠損、目地への樹木の侵入などの変状が見られます。

従来の対症療法的な管理方法では、今後、多くの施設が改修・更新の時期を迎えた時の財源確保が困難になることが見込まれます。

近年の著しい自然環境の変化による外的要因に施設が対応できなくなり、市民の安心、安全や財産を守ることが困難になります。

（ｲ）今後の方向性

正確な状態把握のため、厚木市河川等施設維持管理方針において巡視・点検区分を設定し、巡視・点検による評価を行います。

施設において、損傷、腐食、その他の劣化異状があることを把握したときは、効率的な維持及び修繕のために必要な措置を講じます。

エ　公園施設

（ｱ）現状と課題

国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、全ての遊具を毎年定期点検しています。

地域の自治会等と協力し、適正な維持管理を行っています。

（ｲ）今後の方向性

点検結果を踏まえた早期の補修対応を行います。

公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等を含む公園の改修を進め、利用者の満足度向上に向けた取組を進めていきます。

第５章　フォローアップの実施体制等

（１）計画の推進体制

計画の推進に当たっては、厚木市公共施設最適化検討委員会、全庁的な庁内プロジェクトチームによる検討及び実現を基本とし、これらの検討結果については適宜市民・利用者を対象とした説明会等で意見交換を行い、市民等の皆様の御理解をいただきながら、計画を推進していきます。

ア　厚木市公共施設最適化検討委員会

本計画の実施に当たっては、市民参加条例に基づき学識経験者や関係団体、公募市民で構成する「厚木市公共施設最適化検討委員会」において、取組内容に関する報告及び意見交換を行いながら公共建築物の最適化に関する取組を進めます。

イ　庁内プロジェクトチーム

施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」により、計画の推進や進捗状況の確認を行います。また、長寿命化対策のための点検及び診断結果等を踏まえた事業実施の優先順位についての検討を行い、事業予算とのバランスを見ながら、トータルコストの縮減及び事業の平準化の観点からの維持管理、修繕及び更新等を進めます。

ウ　市民・利用者への説明責任

公共施設の最適化を進めるに当たっては、施設を利用する市民等の皆様の意見を十分に踏まえながら進める必要があり、個別具体の公共施設の統廃合・集約化等を行う場合には、市民・利用者を対象とした説明会、懇談会等を開催し、市民・利用者の皆様の御理解を得る取組を行うことで、行政の説明責任を全うします。

（２）計画の推進に当たっての留意事項

計画の推進に当たっては、本計画において定めた取組を進めるだけでなく、計画期間内で新たに課題となる予算の平準化や広域連携、包括管理委託等についても随時検討を行い、将来にわたり持続可能な市民サービスの提供を実現していきます。

ア　予算の平準化に関する検討

今回の計画では、将来の人口予測から公共建築物の維持管理に充てられる財源を予測し、多様な維持管理コストの縮減に関する取組を実施することで、計画期間内における適切な公共建築物の維持管理の実現が可能であることを導き、実現に向けた取組の具体的な内容についても方向性を示しました。

ただし、今回の検討においては、本計画の計画期間中での検証結果を踏まえた取組であり、計画期間内の特定の計画期間を見た場合には必要となる維持管理、修繕、更新費用の確保が困難となる年度もあります。

そのため、厚木市公共施設最適化検討委員会や庁内プロジェクトチーム等の検討の場で、目標耐用年数以前に施設の集約化を進めたり、診断・調査により優先的に修繕の実施が必要な箇所への対応を図るなどの取組についての検討を進めます。

また、第３章のとおり、公会計制度の導入に併せて整備した固定資産台帳を活用し、各施設のコストを明確にし、各施設の有効性や管理の在り方について検討するとともに、減価償却費を把握することで施設更新に対する積み立ての検討を行うなど財源確保に努めます。

イ　行政サービスの広域連携領域の拡大

清川村との間で締結した広域消防連携の取組など広域的な連携については、全国的な人口減少が避けられない状況において、財政負担の軽減の観点から今後ますます重要性が増すものと考えられるため、多様な行政サービス領域において広域連携の在り方について検討を進めます。

ウ　包括管理委託に関する検討

これまで施設ごとに個別に発注してきた公共施設に係る保守点検等を一括で取りまとめて民間事業者に委託する包括管理委託について検討を進めます。

包括管理委託では、事業者に施設類型や地域等の単位で、定期点検等の業務を包括的に委託することにより、施設の点検仕様及び品質管理の向上が図られるほか、市の契約事務コスト等を含めたトータルコストの縮減が見込まれます。

用語集

【作成中】